

常陸大宮市告示第82号

常陸大宮市新型コロナウイルス感染症に係るパワーアップ融資信用保証料補給金交付要綱を次のように定める。

令和2年11月24日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

常陸大宮市新型コロナウイルス感染症に係るパワーアップ融資信用保証料補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている中小企業者を支援するため、茨城県パワーアップ融資制度により融資を受けた市内の中小企業者が茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対し支払うべき信用保証料（以下「保証料」という。）について、予算の範囲内において常陸大宮市新型コロナウイルス感染症に係るパワーアップ融資信用保証料補給金（以下「補給金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補給金の交付対象となる中小企業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に店舗等を有する中小企業者又は市内に住所を有する個人事業主であること。
 - (2) 茨城県パワーアップ融資制度を利用し、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間に融資を受けた者であって、当該融資に係る保証料に対して茨城県から補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けたものであること。
 - (3) 市税等の滞納がないこと。
 - (4) 事業を営むに当たって、関連する法令等を遵守していること。
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、補給金の支給対象としない。
- (1) 常陸大宮市暴力団排除条例（平成24年常陸大宮市条例第17号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団が実質的に関与している者
 - (2) 代表者、役員又は従業員等のうちに条例第2条第2号及び第3号に

規定する暴力団員及び暴力団員等に該当するものがある者
(補給金の額)

第3条 補給金の額は、保証料から県補助金の額を控除した額とする。

(交付の申請)

第4条 補給金の交付を受けようとする者は、パワーアップ融資信用保証料補給金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和3年1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)
- (2) 茨城県パワーアップ融資制度の認定申請書又は申込書の写し
- (3) 保証協会に保証料を納付したことが確認できる書類の写し
- (4) 県補助金を受けたことが確認できる書類の写し
- (5) 補給金の振込先口座が確認できる書類
- (6) 市税等に滞納のない証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補給金の交付の可否を決定し、パワーアップ融資信用保証料補給金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(変更の申請及び承認)

第6条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくパワーアップ融資信用保証料補給金変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 商号等(法人にあつては商号及び代表者氏名、個人事業主にあつては氏名)に変更があつたとき。
- (2) 所在地(個人事業主にあつては住所)に変更があつたとき。
- (3) 融資期間に変更があつたとき。
- (4) 事業承継等(個人事業主にあつては相続等)があつたとき。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補給金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補給金の支給を受けたとき。
- (2) その他市長が取消し相当であると認める事由があつたとき。

(補給金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補給金の交付決定を取り消した場合において、補給金を既に支給しているときは、当該補給金の返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は，令和2年11月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は，令和3年3月31日限り，その効力を失う。